

新潟県私立専修学校振興補助金交付要綱

(昭和62年 6月 8日 制定)
(平成 6年 5月 11日一部改正)
(平成 8年 1月 30日一部改正)
(平成11年 6月 22日一部改正)
(平成23年11月 8日一部改正)
(平成28年 3月 30日一部改正)
(令和 3年 4月 1日一部改正)

(趣旨)

第1条 知事は、私立専修学校（以下「専修学校」という。）の教育条件の維持向上及び生徒の修学上の負担の軽減を図るため、専修学校を設置する学校法人（私立学校法第64条第4項に規定する法人を含む。以下「学校法人」という。）に対し新潟県私立専修学校振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に当たっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、専修学校（次条に掲げる専修学校を除く。）における教育に係る経常的経費（新潟県看護師等養成所運営費補助制度の対象となる経費を除く。）で次に掲げるものとする。

- (1) 人件費（専任教員に係るものに限る。）
- (2) 教育研究経費
- (3) 管理経費
- (4) 設備費

2 補助金の額は、予算の範囲内で別に定める配分基準に基づき算出した額とする。

(補助対象外専修学校)

第3条 次の各号の一に該当する専修学校は、補助金の交付の対象から除外する。

- (1) 高等課程及び専門課程に別に定める人数の生徒が在籍しない専修学校
- (2) 国又は県の行う他の経常的補助制度の対象となる専修学校
ただし、新潟県看護師等養成所運営費補助制度の対象となる学科を併置する専修学校は、補助対象とするものとする。
- (3) 生徒募集を停止している専修学校

(補助金の交付の条件)

第4条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助対象経費総額の20パーセントを超える範囲の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了せず、又は事業の遂行が困難となった場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿及び関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておくこと。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、別に定める日ま

で知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、規則第4条の規定により補助金の交付を決定するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者。

(4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

(5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者。

(7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、補助金の交付を申請した学校法人に対し交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第7条 知事は、補助金の交付決定を受けた学校法人が前条第1項各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(変更承認申請)

第8条 第4条第1号又は同条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の変更（中止又は廃止）承認申請書の様式は別記第2号様式のとおりとする。

(補助金の交付)

第9条 知事は、補助事業の円滑な遂行及び効果の増進を図るため、補助金の交付決定額の全額を概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書は別記第3号様式のとおりとし、補助金の交付のあった年度の翌年度の5月20日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、補助金の額を確定したときは、学校法人に対し確定通知書により通知するものとする。

(書類の作成等)

第12条 補助金の交付を受ける学校法人は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類を補助金の交付のあった年度の翌年度の6月30日までに、収支予算書を補助金の交付を受ける年度の6月30日までに知事に提出しなければならない。

い。

- 3 前項の場合においては、第1項の書類については、平成28年3月18日新潟県告示第331号で指定する監査事項に関して公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額は1,000万円未満のときは、この限りではない。

(細則)

第13条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成11年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。

別記
第1号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

所在地
学校法人名
理事長
(学校名)

年度新潟県私立専修学校振興補助金交付申請書

年度私立専修学校振興補助金を下記のとおり交付されるよう、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業計画書

補助対象経費	(金額単位：千円)
専任教員人件費	
教育研究経費	
管理経費	
設備費	
計	

添付書類

- 1 当該前年度の決算書
- 2 当該年度の予算書
- 3 その他知事が必要と認める書類

第2号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

所 在 地
学校法人名
理 事 長
(学校名)

年度新潟県私立専修学校振興補助金補助事業変更（中止又は廃止）承認申請書

年 月 日付け大私第 号で交付決定を受けた新潟県私立専修学校振興補助金に係る事業計画を下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので申請します。

記

- 1 変更（中止又は廃止）内容
- 2 変更（中止又は廃止）の理由
- 3 変更事業計画書

(金額単位：千円)

補助対象経費	変 更 前	変 更 後
専任教員人件費		
教育研究経費		
管 理 経 費		
設 備 費		
計		

新潟県知事 様

所在地
学校法人名
理事長
(学校名)

年度新潟県私立専修学校振興補助金実績報告書

年 月 日付け大私第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 事業実施の内容

補助対象経費	(金額単位：千円)
専任教員人件費	
教育研究経費	
管理経費	
設備費	
計	